

令和2年第9回住田町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年9月9日(水)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第1号
令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 認定第1号
令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第2号
令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第3号
令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第4号
令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第5号
令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第6号
令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12名)

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君

11番 菅野浩正君

12番 瀧本正徳君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規程により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 菊池宏君
監査委員 紺野仁君

副町長 横澤孝君 総務課長
兼選挙管理 山田研君
委員会書記長
税務課長兼 佐藤修君 企画財政課長 菅野享一君
会計管理者
町民生活課長 紺野勝利君 保健福祉課長
兼地域包括支 佐々木光彦君
援センター長
建設課長 佐々木真君 農政課長兼
農業委員会 横澤則子君
事務局長
林政課長 千葉純也君 教育次長 伊藤豊彦君

事務局職員出席者

議会事務局長 松田英明 係長 高橋京美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、一般質問を引き続き行います。

◇ 村 上 薫 君

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上 薫君。

〔6番 村上 薫君質問壇登壇〕

○6番（村上 薫君） おはようございます。6番の村上 薫であります。

今議会も緊急性を要する新型コロナウイルス感染症対策や、木工2事業体対応などが取り上げられ、活発な議論が交わされたところであります。昨日の質問と重複する点もござい
ますが、積極的に簡潔な答弁をよろしくをお願いします。

それでは、通告に従いまして、町長及び教育長に対し大きく2項目について一般質問をいたします。

最初の大きな項目の第1点は、木工団地2事業体の破産と今後の町対応についてでございます。過去を清算する覚悟でやっていかなければなりません。

8月14日、三木とランバーは、盛岡地方裁判所一関支部から破産手続き開始決定を受けました。このことから、次の点について伺います。

1、今後の破産手続きの流れと終結時期をいつ頃と見ているのか。

2点目、2事業体に対する町債権総額約10億6063万円は、町貸付金約7億6800万円、加工施設貸付料約6679万円、町有林原木未収金約2億2584万円であります。

これら性質の異なる債権の回収をどのように図る考えか、お尋ねをいたします。

3点目、多額の未回収金が予想される。貸手責任をどのように捉え、負うべきと考えるか、お尋ねをいたします。

4点目、木工団地は、名実ともにけせんプレカットに一本化され、本来のあるべき姿になりました。同組合に対する町の今後の対応はいかなるものか、お尋ねをいたします。

大きな項目の第2点目でございます。新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。町内に感染者が発生した場合対応は万全かということでお尋ねをしたいと思います。

7月29日、県内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されて以来、感染者は徐々に増え、近隣市でも発生し、町内でも緊張感が高まってきています。

このことから、次の点をお伺いをいたします。

1、台風シーズンを控え、早期の感染症対応避難所運営訓練が必要となっております。自主防災組織等を対象とした訓練をいつ実施する予定かお尋ねをいたします。

2点目、厚労省は、次期、2021年度からの介護保険事業計画に初めて感染症や災害への対策を盛り込むことを決めました。現状の課題と問題点をお伺いをいたします。

3点目、介護者や保護者が感染した場合、同居する要介護高齢者や障がい者、18歳以下の子どもを一時預かる施策が陸前高田市等で始まっています。当町でも態勢を整える必要があると考えます。どのように対応する考えかお尋ねをいたします。

4点目、感染症防止のため気仙管内でもオンライン診療が始まっています。住田診療センターの利用状況と課題は何かお伺いをいたします。

5点目、町に示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」総額2億7766万円の活用状況と、今後、どのような具体的施策を考えているのかお尋ねをいたします。

以上、大きく2項目について、町長と教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 村上 薫議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大きく1つ目の御質問についてですが、三陸木材高次加工協同組合と協同組合さんりくランバーは、事業継続を断念し、7月31日付で盛岡地方裁判所一関支部に代理人弁護士を通じて、破産申請の手続きを行い受理されました。町には、同日付で両事業体の代理人

弁護士から債権者各位として通知がありました。また、裁判所からは債権者各位として、8月14日付の破産手続開始通知書が8月17日に届いたところであります。今後につきましては、町が有する債権について裁判所に届出を行い、裁判所では破産管財人により債権の整理が図られて行くものと捉えております。

破産手続開始決定通知書の内容につきましては、破産管財人となる弁護士が決定したこと、債権届の提出期限、債権者集会の期日が記載されておりました。債権者集会は、11月下旬に予定されており、破産管財人の管財業務が完了されている場合は、その結果の報告が行われ、裁判所が必要な決定をして破産手続きが終了するものと理解しております。ただし、管財業務が未了の場合は、破産手続きが続行されるものと捉えておりますので、終結時期につきましては、破産管財人による債権整理の状況によるものと捉えているところであります。

また、町の顧問弁護士に確認しましたところ、債権者集会は3か月ごとに行われることが一般的であり、この事案は、複数回の債権者集会が行われるのではないかとの見解でありましたので、相応の日数がかかるものと考えているところであります。

次に、町債権の回収につきましては、破産管財人による破産手続きの中で配当を受ける形で整理されるものと捉えているところであり、まず、第一には、町債権の全てを記載し債権届を裁判所に提出することであると捉えているところであります。

町の債権につきましては、議員御質問のとおり、2事業体合わせて総額10億円を超える債権額であります。破産管財人による債権整理の中で配当を受けたとしても、町が有する債権の回収は非常に厳しいものと捉えておりますので、その対応については、今後も、町の顧問弁護士、対策チーム、議員の皆様と協議してまいりたいと考えているところであります。

次に3項目目についてですが、本町では、これまで造林から木材の生産、流通、加工、さらには住宅生産・販売に至る一連のシステムの充実・強化を図るため、川上から川下に至るまでの林業施策に取り組んでまいりました。

川下部分では、昭和57年に第3セクターによる住田住宅産業株式会社の設立、平成5年にけせんプレカット事業協同組合の設立、平成10年に三陸木材高次加工協同組合の設立、平成14年に協同組合さんりくランバーの設立により、地域林業の振興を目指し整備を進めてきた一連の木材加工システムの施設整備が完結しました。

その中で、2事業体に対し、経営状況が厳しいなどのことから、地域経済に与える影響を鑑み、3回にわたり、総額7億9,000万円の財政支援による融資が行われてきました。

また、経営の安定化に向けては、中小企業診断士による経営管理指導や、岩手県経営改善

アドバイザーによる御指導を受けるなど、関係機関からも経営立て直しに向けた支援、売上の増加・生産性の向上に向けては、けせんプレカット事業協同組合の支援・協力をいただきながら運営していたと捉えているところでもあります。

しかしながら、事業開始から三木は20年、ランバーは15年以上が経過し、施設設備の更新も満足に行えない状態において、依然として資金繰りが厳しい状況であったことから、令和2年7月31日に破産申請の申立てが行われたところでもあります。

これまで町では、「森林・林業日本一の町づくり」を目指して取り組んできた過程において、大事な判断は議会とともに決定してきたものと捉えておりますし、その時々で最善の判断をしてきたものと捉えております。結果として、このような結末を迎えたことは大変遺憾であるとともに、町民の皆様方に長きにわたり御心配をいただいていたことに申し訳なく感じております。今後は、町顧問弁護士、対策チーム、議会と協議を進めながら機会を捉えて町民の皆様への説明を行ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に(4)についてですが、本町では、これまでに造林から木材の生産、流通、加工、さらには住宅生産、販売に至る一連のシステムの充実・強化を図るため、川上から川下に至るまでの林業施策に取り組んでまいりました。

このたび、けせんプレカット事業協同組合が両事業体の従業員の雇用を含め、事業を継続していただいたことは地域の林業・木材産業への影響を最小限に抑えていただいたものと捉えているところでもあります。

今後は、けせんプレカット事業協同組合が、集成材部門、製材部門を一体経営の中の一部門とし、そして、一体化された全体としての機能向上により本来目指すべき生産体制の下、より競争力のある組織として発展していくことを期待するものであります。また、その具現化のためには今後においても事業体と情報交換、情報の共有等を図りながら、行政としての取組を進めていきたいと考えているところでもあります。

次に大きな2点目、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えをいたします。

初めに、「自主防災組織等の感染症対応・避難所運営訓練について」であります。

本町の感染症を踏まえた避難所の設置及び運営につきましては、感染症の国内での発生拡大を受け、まずは、避難所の設置及び運営の基本的な対応方針を定めており、その後、より詳細な避難所運営マニュアルの策定を進め、完成をしているところでもあります。

また、感染症を踏まえた避難所の必要な資機材等につきましては、交付金を活用し、既に発注し今月末の納品をまっている段階でありますし、追加の購入も予定しているところであ

ります。現在は、資機材等の納入があった後、早急に職員による感染症を踏まえた避難所運営訓練を実施する計画としております。

御質問の自主防災組織等を対象とした感染症対応・避難所運営訓練でございますが、台風シーズンを控え、早急に対応しなければならない避難所運営につきましては、職員が避難所運営マニュアルや運営訓練を生かして対応してまいりたいと考えております。町といたしましては、自主防災組織等の避難所運営訓練より前に、まずは、町と自主防災組織等との防災意識の共有化、特に、避難所運営の役割分担の明確化を進めて行くことが必要であると考えており、それらが感染症対策を含めた地域防災を進めるうえでの基本になるものと捉えております。

その後、次の段階として、自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練に移行するよう進めてまいりたいと考えております。

次に2点目の介護保険事業計画に盛り込む感染症や災害対策についてお答えします。

「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、これまでの実績や課題などにより、これからの目標などを定めるもので、本年度中に見直しを行い、第8期計画として令和3年度から令和5年度までの3か年計画を策定するものあります。

村上議員からの御質問のとおり、第8期計画において記載を充実する事項の基本指針に新しく災害や感染症対策に係る体制整備が盛り込まれました。その中で、災害時に備えた連携した取組等を定める場合には地域防災計画との調和に配慮すること、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症に備えた取組等を定める場合には新型インフルエンザ等対策行動計画との調和に配慮することという方針となっております。

厚生労働省及び岩手県からこの基本方針に関する詳細についてまだ通知はございませんが、未知の感染症や想定外の災害の対策をどのように計画に盛り込むか、県や関係団体と連携を図りながら、第8期老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の中で検討をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の介護者や保護者が感染した場合の体制整備についてお答えをいたします。

村上議員の御質問のとおり、要介護者や障がい者、18歳以下の子供の保護者が感染した場合の対応が懸念されるところであります。当町には見守りが困難な高齢者や障がい者、子供を受入れできる環境が整っている宿泊施設がないため、要介護者のケアマネジャーや障がい者の相談支援専門員、そして地域包括支援センター等関係機関が協議の上、サービス調整

をし、訪問介護や訪問看護など、可能な限り使える介護サービスや障がいサービス等を活用しながら、御家族や親類縁者の皆様の御協力により、基本的に住宅で過ごしていただくこととなると考えております。

なお、18歳以下の子供については、子育て短期支援事業を活用し、児童養護施設を利用していただくことも想定しております。

それぞれの家庭環境により様々なケースが想定されますが、保健所からの指導に従い、社会福祉施設や医療関係機関と連携を密にし、新型コロナウイルスに感染した介護者や保護者が安心して治療に専念できるような対応に心がけてまいりたいと考えております。

次に、4点目の住田地域診療センターのオンライン診療の利用状況と課題についてお答えをいたします。

住田地域診療センターでは、新型コロナウイルス感染を懸念する受診者の要望に応えるため、電話再診を実施しております。電話再診は、状態が安定している方で、新型コロナウイルスが原因で通院が困難な方の希望により実施しているもので、住田地域診療センターではこれまで1件の実績がありました。

ただし、検査が必要なときは必ず診察が必要になることから、現在は積極的に住田地域診療センターからの勧奨はしていません。仮に町内で新型コロナウイルスが感染拡大するような場合には、患者の安全確保や医療体制の崩壊を未然に防止するため、対面診察ではなく電話再診を勧奨していくことも検討しているところであります。

なお、住田地域診療センターでオンライン診療を実施するためには、住田地域診療センター側及び患者側の双方に端末などの情報通信環境を整備する必要があるほか、対面診察ができないために、誤診や重症化の見落としのリスクが懸念されるなど、課題は多いものと捉えております。

次に、(5) 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の活用についてであります。

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金は、第1次交付分6,680万7,000円、第2次交付分2億1,085万5,000円の計2億7,766万2,000円が交付限度額として示されております。本町では新型コロナウイルス感染症対策として、公共施設、学校、福祉施設等への消毒液、マスク、検温器等感染予防対策医療品等の整備及び確保、小中学校、保育園の給食費の減免、新生児への定額給付金の給付など家計への支援、避難所運営等に関する物品等の整備など防災対策、すみチケ、家賃補助、テイクアウト事業、店舗等への感染予防対策など、経営継続・経済対策を実施しているところであります。

今後におきましては、新型コロナウイルス感染症が岩手県内にも発生したこと、全国的な感染者の発生状況、地域の経済、町民生活の状況等について総合的に勘案し、住民の命と健康、そして生活を守るための感染予防対策、地域経済の持続化・活性化につながる取組を進めてまいります。主なものとしては、公共施設の換気改善等、感染拡大防止等に係る整備とPCR検査に係る対応、複合感染予防のためのインフルエンザ予防対策等感染予防に係る事業、また、冬期間活動縮小に伴うことにより各家庭において居住時間が長くなることも想定され、その際、費用がかさむ光熱費の支援、事業の新たな展開に係る支援、学校生活での感染予防対策など、住民の生活を守る対策に係る事業を計画をしております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 再質問を許します。

村上 薫君。

○6番（村上 薫君） まず、大きな項目の第1点、木工団地2事業体の件からまいりたいと思います。

最初に、この2事業体の今の現在の状況は、プレカットさんのほうで事業継続をしていただき、雇用の安定化も図られているということで、けせんプレカットの方々のほうには大変評価と敬意を表したいと思います。

そこで、具体的に借りた者の責任と貸した者の責任というものが大きくあるわけですが、借りた者の責任については、破産の手続の中で行われるものと思いますし、それから、もう一つは連帯保証人への訴訟ですか、提起ということで、町が考えているということの2つの大きな流れになるんだろうと思います。

そこで、まず、債権者集会が大体11月の下旬頃予定をされているということで、それらを見ながら、大体終結の配当とかが来れば終結になるという見通しがございますが、そこで、もう一つのほうの連帯保証人への提訴についてですが、これは町の顧問弁護士をお願いをしながら、今、訴訟手続に入っているわけですが、その債務名義に基づいて強制執行手続を取るといふ捉え方でよいのかどうか、お伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 副町長、横澤 孝君。

○副町長（横澤 孝君） その件につきましても、以前から御答弁をしているとおり、町の顧問弁護士、対策チーム、それから議会の皆さんと協議をして進めていきたいと思っております。中身についても。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。いずれ大きな破産手続、全体の債権の10億6,063万円の部分と、それから連帯保証人への7億円、残金と言えば、まあ融資金ですね、7億6,800万円という大きな2つの流れがあるということだと思います。

そこで、今までにかかった費用、あるいはこれからかかる費用について若干お聞きいたします。調停を申立てをしました弁護士費用、それから町公認会計士に財務分析をお願いをした費用、それから今回の連帯保証人に対する、訴訟費用は大きくはないと思いますが、弁護士費用ですね。着手金であるとか、これはまだ決定をしておりませんが、報酬金、解決後にそれが必要になってくるわけですが、大体幾らぐらいということで見ているのか、今の3点について御答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） その金額については、今手元に資料がございませんので、後ほど答えさせていただきますと思います。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それじゃあ後でお願いいたします。

いずれ例えば連帯保証人に対する提訴費用というんですかね、着手金、一般的には請求する金額にもよるわけですが、今回は7億6,800万円というふうなものでございますので、3億円を超えてる。3億円を超えてる場合は、着手金として2%をプラス、369万円とか、そういうふうな例があるわけですが、そうしますと、簡単に7億円ぐらいのところと計算しますと1,905万円とか、そういうふうな数字になるわけですが、いずれこれからかかる費用等も含めながら、私たちもこれいろいろ考えていく部分があるんだろうなというふうに思っております。回答のほうは後でということですので、次に参りたいと思います。

(2)の2事業体の総額10億6,600万円、それぞれ町の貸付金7億6,800万円、加工施設資金の貸付けの6,679万円、町有林の原木未収金の2億2,584万円があるわけですが、これは町長の答弁では、全ては債権者集会等々を経ての配当によると。現状の認識は非常に回収というのは厳しいものだというふうなお答えでございます。

そこで、林政課長のほうにお伺いいたしますが、町の貸付金の元金の残について、貸付金の支払利息、あるいは延滞利息というのがなかなか見えてきてないわけですが、それは幾らになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 利息の部分につきましては、大体両事業体合わせて2, 100万円のうち、返済を除きますと1, 700万円ほどです。それから、延滞金につきましては、これは今現在の部分になりますが、両事業体を合わせて5, 400万円ほどということになります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 未収金のほうにだけ話のほうが行きますが、いずれ今お聞きしましたとおりに、貸付金の支払利息、それから延滞利息について、合計ですと7, 100万円にも上っているということでございます。

そこで、次に、原木の未収金の2億2, 584万円についてお尋ねいたしますが、なかなか返してもらえないと。返済をしていただけないという状況の中で、繰り返しながら、原木の供給があったわけでございますけれども、これは返せるという、普通であれば、商行為であれば、100万円の商品を提供したとすれば、その100万円の回収があって、それでまた次の取引があるというのが一般の商取引のわけですが、今回のこの町有林につきましては、それがなくともかかわらず、表現が悪いのでありますが、だるま式に増えていったというのが実態でございます。

そこで、当局の責任は私、重いというふうに感じるんですが、副町長、これどのようにお考えなのか、感じているのか、お尋ねします。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 先ほどの町長の答弁にもありましたが、この件についてもですが、大事な場面については議員の皆様と御協議しながら進めてきたものと思っておりますが、この件についても、立木についても、例えば予算審議をいただくその際にも、予算の歳入科目にあるわけですが、その際にも予算委員会なりできちんとお互いに議論をしながら、立木の売払いについても歳入の中身で議会の皆様と討論があったと思います。その中で、予算委員会での議決、本会議での議決があったものと思っておりますし、それから、決算におきましても、決算委員会において数々の討論、議論があって、決算の認定を頂いたものと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） その辺が多分認識が違うと思うんですね。副町長はそういうふうな立場でお話しになると思いますが、貸付金とか設備資金につきましては、それぞれの貸付金は、農林業振興貸付基金ですか、審査会があったりとか、あるいは、そこをもって議会のほうに

諮られるとか、そういう議決の手続があったわけでございますが、立木につきましては、一々そのようなものはなかったわけですよ。

いずれ要するに私が言いたいのは、はじめがやっぱり必要だったと思うんですね。ある時点のですね。そこがないがために今の状態に陥っているということだと思えます。それぞれの立場が違いますので、このような言い方にはなってしまいますが、いずれ結果として貸手責任、あるいは売った者の未回収責任というものはやっぱり取っていかなくやならんだろうというふうに私は思います。

そこで、その原木未収金についてですが、普通であればこの2億円とか100万円と、それでも大きいですよ。まあ100万円辺りから始まって、例えば1,000万円、1億円、2億円というふうに積み重なってきたんですが、普通であればそういう時点で連帯保証や物的担保を取りますよね。なぜ連帯保証や物的担保を取らなかったのか。その理由は何なのか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） なぜ物的担保を取らなかったという御質問だと思いますが、その御質問についても、その際の議会の討論についてちょっと私も確認してみましたら、いろいろ議員の皆様と当局のほうで討論をして、見解は違いはあったとは私も思いますが、結果的にはそういう討論を行いながらこういうことになっているものと思います。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 見解の相違ということになるんだと思いますが、いずれ結果的にこういうふうになっていると。要するに、もちろん借りた側の返さなくやならんというのは、これ当然なことではありますが、貸すに当たっての貸手側の責任、取れなければ取れないという責任もやっぱりあるんだろうというふうに思います。

町長にお尋ねしますが、2年前のちょうどこの9月議会で、私、調停が不成立に終わったという状態で、行政責任を町長はどういうふうに捉えているのですかというふうにお尋ねしました。その答えに町長は、調停に至るまでの責任は当然、大なり小なりあるのは普通と考えます。私は、町長はやっぱり民間の経営者としてごく普通に捉えてらっしゃるんだなというふうに思いましたが、今もその考えにお変わりはありませんか。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） 基本的にそのように考えております。先ほどの副町長の答弁もそのとおりでございますが、今後の、今までもそうですが、弁護士、顧問弁護士、そして対策チー

ム、議員の皆様と中身について協議しながら進めてきているところであります。その件等々含めて、今後の在り方の中で、よりはっきりしたものが今後見えてくる部分もあるのかなと考えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 町長は本当にごく一般の方々の感覚をお持ちで、判断をされるのじゃないかなというふうに私、期待をします。結局責任を取るべき者が取ると。私ら議員もそうなのだと思います。そういう中で解決を図っていかないと、町民の方々は納得しないだろうというのが私が思うところであります。

それから、もう一つ残されている問題として、9年間にわたって町職員が6名ほど派遣をされたわけですね。その中で、当時の経営者のほうから資金繰りの、請われて、協力せざるを得なかったというふうなことも、協力せざるを得なかったというふうな話も聞きますが。いずれそういうふうな方々の部分についての任命権者としての責任というのを今まで聞いたことなかったんですね。前にも前多田町長に私、お尋ねをしたのですが、本人の判断だというふうなことなんでしょうけども、やはりそこに行った職員の方々の辛苦というのは並大抵じゃなかったんだと思います。

私は、例えば大変申し訳ないことをしたとか、そういう言葉も頂けるのであれば、本当に救われる思いがするんじゃないかなというふうに思っているんですが、その件についてはまだ解決には至ってないというふうに聞いております。町長は多少そういうことも耳にはしてると思うんですが、そういう職員の心といいますか、その辺のところはどのように考えてるんでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） ただいまの件に関しましても、やはり耳にした部分はございます。ただし、その事実関係等々、どれが正確なものなのか、しっかりした確認できるものが現在私の元までございません。いずれそういう部分に関しても、今後の部分でいろんな見えてくる部分があるのかなと。その中で判断をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。いずれ今後のいろんな訴訟の手続等、その中でいろんなことが見えてくる部分があるかと思えます。適切な判断を町長には求めていきたいというふうに思えます。

4番目のけせんプレカットに一本化された本来のあるべき姿というところでございます。

昨日の議員の方々からもあったわけですが、正直言いまして、三木さんの部分の設備ですね。なかなか老朽化をしてるところがあるので、今後は木工2事業体に対する今までの反省も踏まえて、しかし、慎重かつ限度をわきまえたといいますかね、そういう対応が必要だというふうに思います。町長に一言お願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） 村上議員おっしゃるとおりだと思います。いずれ一本化されて、本来目指していたシステムが新たに今、稼働し出している。さらにこれからいかに力強く経営していただけるかというところは、先ほど答弁でも申し上げたとおり、大きく期待をしているところであります。その部分で、行政としてやるべき部分、この三木・ランバーの案件含めて、この経過も当然反省すべきものだというふうに思いますし、その点を踏まえながら、行政としての取組を進めていきたいというつもりでございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 目の前にそれこそ木工2事業体の反省すべき点、我々の反省すべき点、当事者の反省すべき点、いっぱいあります。多分一つはやっぱりターニングポイント間違えたということが私は言えると思うんです。ここでもうこれ以上はやらないという部分がなかったがためにずるずるここまで来たというのが現状かというふうに思います。これからけんプレカットさんのほうにも一生懸命頑張ってください、住田町の林業を振興してもらおうわけですが、その点のことも踏まえながら、町長が判断を適切にしていただければというふうに希望しておきます。

2番目の新型コロナ感染症対策についてでございますが、感染症の対応の避難所運営訓練、これは資機材が今月末に納品になるということで、まず早期に職員研修、訓練をやって、その後に自主防災組織等々の明確化、訓練をやっていくということでございます。いずれそうしますと、今月末に納品になるということですから、そうすると、10月早々なりやるんだと思います。自主防災組織も、もう台風シーズンに入ってますからね。ですから、今のコロナ環境もありますので、相当早めにやっていかなきゃなんというふうに思います。総務課長はいつ頃防災組織とか等の連携を考えてますでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） ここで、先ほどの林政課長より、6番、村上 薫君の再質問に対しての保留した答弁の部分の申出がありましたので、これを許しますので、そちらのほうからお願いしたいと思います。

○林政課長（千葉純也君） 先ほど回答を保留いたしました調停費用等の金額でございます。

ども、まずは顧問料として年間77万7,600円、調停費用は123万3,769円、財務分析費用が77万円となっております。

以上です。

○6番（村上 薫君） 弁護士さんの着手金は。

○林政課長（千葉純也君） 先ほどから訴訟という話が出ておりますけども、それは決定した部分ではまだございませんので、その費用の部分についても、確認とか、そういう部分はしていないところであります。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 避難所の関係であります。避難所の設置でございますが、避難所の設置は基本的に今までも町で設置して運営しているところでございます。社会福祉協議会等の協力も得たりはしておりますけれども、基本的にはそういうことで進めております。

まず、自主防災組織でございますけれども、昨年度の台風19号のときに自治公民館の開放をお願いした経緯もございます。ただ、協力をいただけたところもありますし、協力をいただけなかったところもあります。まずその辺のところを、自主防災組織と学習会や意見交換をしながら意識の共有化を図るということがまず最初だと考えてございます。自助・共助という部分も非常に大切な部分であります。いずれ自主防災組織の方々にも避難所の運営には加わっていただきたいと考えてございますけれども、まずはその土台づくりというところで考えているところであります。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。避難所運営については町で設置するというものでございますので、いずれ自主防災組織の方々の参加も得ながらやっていかないと何ともならないというのが現状だと思いますので、できる部分からぜひ早急に対応していただければというふうに思います。

それで、2番目の次期の介護保険事業計画についてでございますけれども、訪問看護あるいは介護の現場というのは、重症化する疾患を持つ利用者が多いわけですが、複数の高齢者等に接するという機会も多いわけですね。そこで、フェイスシールドとか、あるいは防護服、マスク、手袋、これは必須なわけですが、各事業所で十分に確保できているのか、あるいは、町での備蓄状態というのはどうなのか、お聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 感染症予防対策グッズ、資材の備蓄状況ということでございますけども、町においても備蓄をしておりますし、各事業所のほうにつきましても、それぞれの予算の中で準備をしているものもありますし、町から供給しているものもございますけども、ある程度の備蓄はそろっているものというふうに認識しております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） ある程度の準備はできているというふうなお答えでございます。

そこで、他の自治体では、感染すると重症化しやすい高齢者福祉施設に、先ほどの感染予防品の準備金として1事業所当たり20万円ぐらいとか支給をしているところもあるわけですね。これ職員への感染があると介護崩壊を招きかねないわけですから、直結しますので、町ではそのような対応というのはどのようなお考えなのか、あるのかなのか、今後どうするのか、お聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） そういった部分の支給につきましては、県からそういった事業を使えるものがございますので、各事業所において県の事業を活用してそういった部分の備蓄に充てるというようなことでやっているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。県からのそういう事業があるということで、利用していただきたいということですね。

それで、休職の介護者への助成金の支給について、金ヶ崎町なんかでは、新型コロナウイルス感染症の影響でデイサービスなどの通所型介護とか、あるいは障がい者の支援施設の閉鎖された場合に、閉じられた場合に、仕事を休んで家族が介護をしなければならないという部分が出てくるわけですね。そういう在宅介護、仕事を休みながら在宅介護しなければどうしてもやっていけないというふうな方々に1日当たり8,000円を独自に支援をしている休職介護者への助成金というものを、制度をつくっておるわけです。非常に安心して介護ができるようになるわけですが、このような点は当町でもお考えはないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 休職をして介護をする方への給付金ということでよろしいですか。そういった部分でございますけども、当町において、今後どのぐらいのニーズがあるかということもちょっと分かりませんが、現在としてはそういう形の給付金ということは町としては考えておりません。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） いずれこのような事態が発生しないことを願うわけですが、いずれ他市町村の動向も見ながら検討もしていただければというふうに思います。

そこで、（3）のところの、介護者や保護者が感染をした場合の要介護者あるいは障がい者、18歳以下の子供を一時預かる施策ということで、陸前高田市では、二又の施設ですか、そこを使いながら、もう始まっているというふうに聞いております。住田町の場合は基本的には在宅でと、あるいは親戚の方で見てもらおうというふうなことです。例えば少し人数が多くなったとか、そういう場合に、例えば一時の預かり施設として、現在使用されていない本町の仮設住宅なども考えられるのではないかとこのように思います。17棟あって、1か所でのまとまって見守りができると。個々に住むことができるというふうな場所でもありますので、その辺のところはいかがお考えなのでしょう。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 本町の仮設住宅を利用してはという御意見でございますけれども、建物としては入れるかもしれませんが、それを見守るスタッフという部分での手だてがやはり課題であると思いますので、そういった部分の手だてがまず先にできるかどうかを検討してからの活用になるのではないかなというふうに思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。いずれ人がいないことには何ともならないというお話だと思いますが、感染者が出ないということ、基本的に日常のことの注意が必要だということだと思います。

4番目のオンライン診療のほうに移りますが、住田診療センターのほうに行きまして、いろいろお話聞きました。新聞等ではオンライン診療ということで大きく載っているということですが、実際にはオンライン診療というのはまだ本格的なものではなくて、タブレットとかパソコン、あるいはスマホを使っているというものは、Zoomとか、そういうものではないということでした。

電話再診ということでございますけれども、私思いましたときには、町長の答弁にもありましたように、双方に端末がなければ駄目だというのが条件なんです。住田病院のほうでも言ってましたが、パソコン等の設備がないということ、それから、私は、そこで考えたのは、上有住地区公民館、地区公民館ですね、これからウェブのような、Wi-Fiも整いますけれども、例えば完全予約制でこういう感染が起きたときに限って、例えばオンライン診

療をその地区公民館のパソコンと住田診療センターのパソコンつないでやると。そういうような緊急時の対応もあってもいいのかなというふうにも考えたんですが、新しい日常ということで、その点のところも考えていく必要もあるのかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） いずれオンライン診療につきましては、様々もちろん意義もございます。患者の安全を確保するとか、医療従事者を守るでありますとか、院内感染を防止するといったような意義は確かにございますので、感染が蔓延している状況下にあっては、そういう部分を整備するということは必要かと思えますけども、一方、リスクもかなりあると。対面診療でないがゆえに、医療事故ですとか、そういうリスク的な部分もございしますので、基本的には容体が安定した方について現在も電話再診という形でやっておりますので、かなり対象者が限定されるといいますか、といった部分もございしますので、そういった部分なんかもよく検討しながら、慎重に診療センターなり医療機関と協議をしながら進めていければいいのかなと思えますけども、現段階としてはなかなかすぐにやれるというような状況ではないかというふうに認識しております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。新しいコロナ禍にあっているいろんな、様々な新しい方策が必要であるというふうにも私思いますので、今後これからいろいろ検討していただければなというふうに思います。

最後に、教育長のほうにお伺いしますが、今まで奨学生の追加募集であるとか、コロナ対策で支払い猶予の通知を出していただくとか、今年度の学校給食の無償化とか、いろいろ手を打っていただきました。そこで、高等教育を受ける大学生等に大きな影響が出てると。それぞれ大学でも行ってるんですが、自治体独自の給付金とか、例えばふるさと特産品の、子供さんのところに送ってやるとか、そういう制度も皆さんやっております。その辺のところは、今後検討するというのはどうなんでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 今、御質問、御提案のあった件等につきましては、4月にやっばりこの臨時交付金に対して、職員、それから各課からアイデアを募集したところであります。その中で、やはり同様のアイデアの応募がありました。ただ、やはりいろいろな中でそれは実施を見送られたというところであります。必要な部分を優先してということで、これまで

もすみチケなり、そういったところで臨時交付金のほうは配分されて今の状況となっておりますし、今後につきましても、先ほど町長の1回目の答弁でもありましたように、その中で考えていくこととなると思います。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今の修学の状況というのは非常に厳しいと。このコロナが長引いておりますので、アルバイトのこともままならないというふうな状況が続いてると。ぜひ教育委員会のほうでは、県外のほうに出ている、高等教育を受けている生徒さん方の実態を今後これからよく踏まえていただいて、次の施策を打っていただきたいと希望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀧本正徳君） これで、6番、村上 薫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（瀧本正徳君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 阿 部 祐 一 君

○議長（瀧本正徳君） 7番、阿部祐一君。

〔7番 阿部祐一君質問壇登壇〕

○7番（阿部祐一君） 7番、阿部祐一であります。大きく2項目、町長に一般質問を行います。

大きく1点目、新型コロナウイルス感染症拡大対策に関わる農業支援策について伺います。

岩手県内における新型コロナウイルス感染症の発生が拡大し、農業分野においても大きな影響が出ております。内閣府が8月17日に公表しました今年の4月から6月期のGDP、国内総生産の速報値は、前期の1月期から3月期より7.8%減少し、このペースが1年間続いたと仮定した年率換算ではマイナス28%と大きく落ち込み、今後もコロナの経済への

影響が長期化すると思うことから、次の点を伺います。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減の支援を目的とする持続化給付金制度が設けられましたが、町内での取組状況はどうか。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響を克服し、地域を担う農林漁業者の経営継続などを支援する経営継続補助金及び高収益作物次期作支援交付金の町内での取組状況はどうでしょうか。

3つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げの減少に直面する事業者を下支えする家賃支援給付金の取組状況はどうかを伺います。

大きく2点目、農作業の安全対策について伺います。

8月に入り猛暑日が続き、9月になっても残暑が厳しい毎日であります。間もなく実りの秋を迎えますが、さて、農林水産省が本年5月に2018年に発生しました農作業死亡事故の概要の発表は、それによると事故死亡者は高齢化が進み、65歳以上の割合は86.5%、就業人口10万人当たりでは全産業の10倍超と高い割合となっております。また、その約6割が農業トラクターや運搬車などの農業機械作業が原因となっております。大船渡警察署によりますと、気仙管内においても農業機械事故が増加傾向にあり、町内の農業従事者の高齢化が急激に進んでいることから、次の点を伺います。

1つ目は、本町におけるこれまでの農作業機械などによる事故の発生状況と、その要因をどのように捉えているのか。

2つ目は、今後、農作業機械等による事故防止の効果的な推進にどのように取り組んでいくのかを伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（瀧本正徳君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 阿部議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナ感染症拡大に係る農業支援対策の質問の持続化給付金についてお答えをいたします。

中小企業庁が取り組む持続化給付金は、新型コロナウイルス感染拡大により休業を余儀なくされるなど事業継続にお困りの中堅・中小企業及び小規模事業者並びにフリーランスを含む個人事業者を対象とし、売上げが前年同月比50%以上減少している事業者に対して給付

されるものであります。申請は事業者が行うものであります。住田町商工会、大船渡市農業協同組合が相談窓口となり申請支援を実施しておりますが、農業者からの相談は数件あったものの、申請までは至っていないと伺っているところであります。

次に、経営継続補助金及び高収益作物次期作支援交付金についてお答えをいたします。

初めに、農林水産省が取り組む経営継続補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することで、地域を支える農林業者の経営継続をするものであります。大船渡市農業協同組合が相談・申請窓口となっており、7月末現在の申請状況は、気仙管内62件、そのうち住田町の申請は11件、その大半が機械器具類の購入と伺っております。

次に、高収益作物次期作支援交付金は、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少するなどの影響を受けた野菜、果樹、お茶の高収益作物の次期作に前向きに取り組む生産者を支援するものであります。7月末現在の申請状況は、気仙管内で3件、そのうち住田町の申請はゼロ件であります。今後3件の申請予定があると伺っております。

これらの支援制度の情報については、大船渡市農業協同組合が組合員や対象者に周知しておりますが、町でも農業者を対象とした研修会で説明するとともに、対象者となる農業者に個別に周知しているところであります。

次に、中小企業庁が取り組む家賃支援給付金は、中堅・中小企業者及び小規模事業者並びに個人事業者を対象とし、令和2年5月から12月の間にいずれか1か月の売上げが前年同月と比較して50%以上減少している、または連続する3か月の売上げ合計が前年同月の合計と比較して30%以上減少した方の事業継続を下支えするための地代・家賃の負担軽減を支援するものであります。申請期間は令和2年7月14日から令和3年1月15日までですが、申請窓口となっている関係機関を確認したところ、相談や申請支援の依頼はまだないと伺っております。

次に、農作業事故対策の御質問、(1)、(2)は関連しておりますので、一括でお答えさせていただきます。

本町の農作業死亡事故は、平成24年度に70歳代後半の方がトラクターで横転する事故があり、その事故の発生状況と要因について詳しい記録はありませんが、運転操作の誤りと捉えております。

農作業機械等の事故防止対策であります。毎年春と秋の農作業月間にはポスターや横断

幕の掲示、住田テレビ静止画で周知し、農作業安全の啓発を行っております。また、今年度は町集落農林業振興会連絡協議会の主催による農耕トラクターの公道走行についての研修会を開催し、農作業安全の機運を高める機会となったと捉えております。関係機関や農業者の皆様がお互いに農作業安全、農業機械等で事故のないよう声を掛け合い、注意を払っていただくことが大切であると捉えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 再質問を許します。

阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 最初に、まず持続化給付金についてでございますが、なかなかハードルも高いのかなと思ひまして、少ないということで、商工会には数件の問合せがあったということでございます。ちょっと伺いますが、農業の場合、毎月収入があるというわけではないんですね。例えばキュウリとか米とかだと春先は全然収入がありません。年間の平均の月収から半分以上減少したということになるんですが、農業の場合、1月、2月、3月とかそういう収入が全然ない場合、この給付金に申請ができるのかをお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 制度の内容については議員も御承知のことかと思ひますけれども、制度上は2020年1月から12月のいずれかの一月の事業収入が前年度の50%以下であれば申請できますよというふうに書いてありますので、そう御理解をいただければと思ひます。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） そうすると、農家の場合、かなり収入の偏りがあるわけですので、そういうふうはないということであれば、申請ができるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） そういうふう申請の内容を見れば捉えられると思ひます。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） それであれば、規模の大小にかかわらず、相当申請可能な農家が町内にもあると思ひますが、こういうチラシ等も出ておりますが、今後そういう情報提供をどういうふう考えているのかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 持続化給付金の申請の要件として、確定申告または住民税の申告のいずれかを行っているということも前提にありますので、その辺も踏まえた上で先ほどの答弁を理解していただきたいというふうに思います。

周知につきましては、先ほど申しあげましたとおり、農林業振興会や農業関係者の研修会で周知を図っておりますし、一般的にもテレビ等でも周知を図っているところであります。商工会でも対応しておりますし、農協でも対応しておりますので、皆さんが情報を取られて申請をしていただければというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 申請期間が来年の1月15日までとなっておりますので、今後、9月から12月まで大きな減少があれば申請できるというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の経営継続補助金について伺います。町長が申しましたとおり、これは経営継続に対する経費、車両機械の導入等に補助金100万円まで、プラス、コロナ感染予防をすれば50万円までということでございます。私がいろんな給付金等の事業を見ますに、この事業が一番農家にとっては取り組みやすい事業なのかなと思います。何せ申請期間が6月28日から7月15日、たった2週間程度だったので、かなり申請もできなかったのかなと思われま。

それで、今、9月は審査中で、そろそろ結果が出るわけですが、まだ来ていません。採択の状況とか、そういう情報は入っていないでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 先ほどの町長の答弁にもありましたように、件数については農協のほうから情報を共有していただきましたけれども、個別については情報は得てございません。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） この事業につきましては、2次の募集等もあると聞いておりますが、いつから実施される予定なのかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） すみません、経営継続補助金の2次の募集についての情報は得ておりません。高収益作物次期作支援交付金については3次まで募集があるということは承知上げてあったんですけれども、すみません。その情報を確認をして、後ほど回答したいと

思います。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 私は1次の申請の説明会のときに、急だったので、2次もあるというふうに、いつからとは聞いていないんですが、1次が短期間だったので、2次の申請があれば応募する農家もあるのかなと思います。

それでは、これを聞くのは、みんな採択になるわけではないんですね。農業会議のほうで今審査中ですので、申請状況が合わなければ不採択ということも出るのかなと思われま。それで、不採択だった場合には、2次の募集には応募できるのかなと思うんですが、その辺もまだ分からないんですね、そうするとね。

それでは、いずれこの事業については、経営の売上げの減の部分に機械導入で省力化すれば減収分を防げるという分に、機械等への75%の助成率でありますので、まだまだ今後やれるとしたらば、取り組む農家もあるのかなと思います。

それから、この事業に対して陸前高田市では独自に上乗せ支援8分の1を行うという報道が新聞にも出ておりましたが、それであれば、大体同じ75%に12.5%を足しますと実質の負担は12.5%で済むということになりますと、農家もかなり助かるのかなと思いますが、その辺の当町での取組の考えはどうでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 当町のコロナ禍における経済対策については、るる答弁をさせていただいているところでありますけれども、すみチケ、すみチケプラス、さらに、本議会に補正予算で住田町プラスアップ事業というのを上程させております。そのような形であらゆる業種の支援をしながら経済対策を図っていくというような方針でございますので、農業部分だけ上乗せというようなところは今のところは考えてございません。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 農業だけということではないわけですが、一生懸命そういう外食産業とか、その辺はやっておりますが、1次産業というものも住田町では多いわけですが、やはりきめ細かくとえば、もう少し考えてもらいたいなというふうに感じております。

それから、3番目の新型コロナウイルス感染症に対する家賃支援給付金の申込みはないということですが、町内には大きな養豚業者が借地をして操業しているわけですが、そういうところからの申請はないということですか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 申請窓口となっている農協あるいは商工会、確認をしたところ、ないというところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） それでは、次の質問に伺います。農作業の安全対策でございますが、町内では平成24年に事故があつてからまず大きな事故はないということで、喜ばしい限りですが、全国的に見ますと、かなり多いと。町内の農業者の人口も飛躍的に70歳辺りが中心というふうになってきております。

そういう中で、農作業の事故が一番大きいのは横転事故なわけですが、これはまず、私も農業ですが、長年作業していると、危険性を軽んじてしまうことだったり、また、近年のトラクターは大きくなってきておまして、その割に農道が狭いなど、急勾配や段差など、横転した場合大きな事故になりやすいというのが今までの原因かなというふうに考えております。

先ほど町長からもありましたが、8月26日、農林会館に住田町農業者研修会が開かれました。答弁のとおり、農業用トラクターの公道走行についての講習会やコロナ対策もありましたが、私が聞いている範囲では、公道を走るトラクターは作業機が、ロータリーですね、1.7メートル超えれば、表示板や反射板が義務化。これはメーカーに頼めばいいわけですが、同じく作業機が1.7メートルを超えれば、大型免許が必要だということになるわけですね。大型特殊免許です、すみません。これだとちょっとするとすっかり理解していないのかなというふうに心配もあります。警察とクボタさんが来て説明したわけですが、主催した町ではこの研修会で参加者がよく理解できていたのかと捉えているのか、研修会の成果をどう捉えているのか伺います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 今回の集落農林業振興会の研修会につきましては、農林業の振興会会長会議のときに、そのような公道走行のルールを理解しないまま走行している農業機械が見られるのではないかとということで、研修をしてはどうかという御提案があつて、この研修会が開催されたものでございます。そういう声があつた実態もありますので、農林業振興会の会長さんたちが地域の農家の方々にお声掛けをしていただいたこともあり、たくさんの方に参加をしていただきました。テーマとして理解をいただいたかどうかというところの把握というのはなかなか難しいものがありますけれども、皆様御熱心に聞いていたかなというふうには捉えているところであります。

先ほどの経営継続補助金の関係ですけれども、すみません、2次募集の受付が9月中旬をめどに開始されるというような情報がホームページのほうに載っているようですので、9月中旬めどということと、締切りが10月中旬めどというような、まだ少し曖昧な情報になりますけれども、そのような状況のようでございます。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 農作業事故はないことにこしたことはないわけですが、田んぼや畑での作業もともかくですが、今回の公道走行等の改正を見ますと、免許そのものを走る前にちゃんとしておかないと、例えば25馬力ぐらいのトラクターで2メートルの代かきローターをつけていきますと、これがもう普通免許では運転できません。大型特殊免許か農耕用の免許が必要となります。あとは、750キログラム以上の牽引をする場合は普通牽引免許が必要だというふうになりました。この辺が今までは、おぎなりにされていたわけではないんですが、今回どうしても農業用で走るんだということで、この見直しがあったわけです。

それで、9月1日から秋の農作業安全確認運動が始まっているわけですので、行政としても農協等とタイアップして、事故防止に関するアピールや啓蒙活動を進めるべきと思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 毎年春と秋の農作業月間につきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたように、住田テレビとか横断幕の掲示などをしながら注意を払っているところであります。また、職員が農家を回る際にも農作業安全の話や、今の時期でありますと熱中症に気をつけるようにという声掛けを積極的にしているところであります。

また、多面的機能などの集落につきましては、今年度から5か年のうちに一度は農作業安全の講習を受けるようにというルールになりましたので、DVDなどを見ながら研修をするという機会が増えてくるというふうに思っております。

いずれ、啓発はもちろんなんですけれども、日頃から皆さんが声掛けをするということが大事だと思いますし、農業機械につきましても、今回の研修会でもそうですけれども、講師として農業機械の方々がアドバイスをしてくれるというような今状況になってございますので、機械修理の際や機械購入の際にルールを農業機械を購入する業者さんと相談の上、安全に走行していただくことに御協力をお願いしたいというふうに考えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 今回の改正により、やはり私、先ほども申しましたように、一番気に

なるのは、万が一、もし無免許だった場合に、事故に遭ったとか遭われた場合に、無免許だと即停止とか、そういうあれになります。すると、自分が悪くなくても責任を求められますので、まず、課長おっしゃいましたとおり、自分たちでとか業者で気をつけなければならぬわけですが、その辺の大型特殊免許の取得とか、あとは普通牽引を取るとかの努力を住田の農業者の方々にもしていただきたいと思います。

それから、課長のほうから多面的のほうでの講習会等が出ましたが、多面的機能、中山間では草刈り作業等をして、何かあるか、事故がないほうがいいわけですが、万が一ということで、傷害保険を掛けるようにという指導がありますが、住田町では徹底されておりますか。伺います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 多面的中山間で傷害保険に入るように町が決定しているかということでしょうか。もちろん各組織の集まりなどについて、注意事項として説明をしているかというふうに捉えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） これにつきましても、農業者だけでなく、この頃は振興会単位にありますと、農業者以外の方々も参加するわけですね。だから、たまに出てきてちょっと転んだとか、あとは、作業は見ていたんだけど、倒木が来たりとか、そういうことがありますので、まずその辺の指導内容も徹底していただきたいと思います。

いずれ農業機械の事故は地域や作物や営農形態によって異なるわけですが、今後、その情報をマニュアル化しまして、安全管理、教育、あとは、危ないと思った方は作業受託に頼むとか、そういうふうな体系的な事故防止策に取り組んでほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 農作業安全につきましては、農林水産省や岩手県でも各種啓発資料を出しております、ホームページ上などで自分の農作業の環境が安全かどうかというのがセルフチェックできるような項目もございます。いずれそういう、まず自分の安全管理がちゃんと徹底しているかというところの、皆さんがチェックをされる中で、その上でどういう対策が必要なのかというのは農林業振興会や関係者の皆さんと一緒に考えていかなければならないというふうに捉えておりますので、まずは皆さんが自分の農作業環境がどうかということをチェックしていただくような取組といたしますか、啓発を、農林業振興会等々の会長

さんを通じて伝達ができればなというふうに考えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 管内の状況といたしますか、まだそれほどではありませんが、管外の遠野市とか奥州市方面を聞きますと、やはり牽引免許、それから大型特殊を取らなければならないと、高田のとか大船渡の自動車学校に向こうがいっぱい来てるといような状況も聞いております。とにかく無免許にならないことをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これで、7番、阿部祐一君の質問を終わります。

◇ 林 崎 幸 正 君

○議長（瀧本正徳君） 8番、林崎幸正君。

〔8番 林崎幸正君質問壇登壇〕

○8番（林崎幸正君） 8番、林崎幸正であります。通告により大きく3点質問させていただきます。

大きい1点目でございます。木工2事業体の未償還金等への対応についてでございます。

木工2事業体の未償還金等への対応について、住田町の最重要課題であると考えことから、次の点をお伺いします。

1点目でございます。三陸木材高次加工協同組合と協同組合さんりくランバーは、7月31日付で盛岡地方裁判所一関支部に破産申請したが、今後どのように進めていく考えか、お伺いします。

2点目でございます。施設や従業員の多くをけせんプレカット事業協同組合が引き継いで操業が続けられているが、設備の更新が必要であると思われるが、それをどうしていくかお伺いします。

大きい2点目でございます。新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は岩手県内でも広がり続けており、町内の様々な事業者にも大きな影響が及んでいることから、次の点をお伺いします。

1点目でございます。町内の事業者の経営継続を支援するため、町単独での支援金の給付など、支援策を手厚く行うべきと考えるがどうか、お伺いします。

最後に、大きい3点目でございます。滝観洞の再開発についてでございます。

滝観洞再開発事業について、次の点をお伺いします。

1点目でございます。整備計画の内容はどのようなものになるのかお伺いします。

2点目でございます。どのように進めていく考えかお伺いします。

3点目でございます。滝観洞へのアクセス道である県道釜石住田線の道路改良について、どのように進められているのかお伺いします。

1回目の質問を終わります。

○議長（瀧本正徳君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 林崎議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大きく1つ目の御質問については、これまでの答弁と重複する部分がありますが、御了承いただきたいと思えます。

木工2事業体の破産手続きにつきましては、既に新聞報道等でも掲載されているところですが、経過について改めて御報告いたします。

三陸木材高次加工協同組合、さんりくランバーは、事業継続を断念し、7月31日付で盛岡地裁一関支部に代理人弁護士を通じて破産申請の手続きを行い、受理されました。町には同日付で2事業体の代理人弁護士から債権者各位として報告がありました。また、裁判所からは、債権者各位として8月14日付の破産手続開始通知書が8月17日に届いたところがあります。今後につきましては、町が有する債権について裁判所に届出を行い、裁判所では破産管財人による債権の整理が図られていくものと捉えております。

町の債権につきましては、議員御質問のとおり、2事業体合わせて総額10億円を超える債権額であります。破産管財人による債権整理の中で配当を受けたとしても、町が有する債権の回収は非常に厳しいものと捉えておりますので、その対応については、今後も町の顧問弁護士、対策チーム、議員の皆様方と協議してまいりたいと考えているところであります。

2項目めについてですが、本町ではこれまでに造林から木材の生産、流通、加工、さらには住宅生産、販売に係る一連のシステムの充実強化を図るため、川上から川下に至るまでの林業施策に取り組んでまいりました。このたびけせんプレカット事業協同組合が2事業体の従業員の雇用を含め事業を継承していただいたことは、地域の林業、木材産業への影響を最小限に抑えていただいたものと捉えているところであります。

また、2事業体の施設設備については、メンテナンスを行う職員1名を雇用して、できるだけ長期間使用できるよう整備しながら生産してきたと聞いておりますが、耐用年数が超過したものも多く存在しております。今後、けせんプレカット事業協同組合が集成材部門、製材部門として機能向上していくために、施設設備の更新等は必要不可欠なことではないのかと考えてもおりますので、町といたしましても、今後も事業者との情報交換、また国の補助事業等の情報などを共有し、事業の好循環につながるよう、行政としての取組を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についての（１）、町内事業者の経営継続支援についてお答えをいたします。昨日の佐々木信一議員の御質問の答弁と重複いたしますので、これについても御了承をお願いいたします。

町の新型コロナウイルス感染症の影響による経済支援策は、住民が事業者を支援するプレミアムつきチケット、すみチケ及びすみチケプラスの実施を進めております。次の支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により状況が悪化あるいは経営に支障を来している事業者が、感染症予防の徹底、新たな取組への着手など従来の事業活動をより発展的に進めようとする場合、事業者に対し協力金を交付する住田町プラスアップ事業協力金の補正予算を本議会に上程しているところであります。住民が事業者を応援するプレミアムつき応援住田チケット及び感染症予防の徹底や新たな取組を進めようとする事業者への協力金、住田町プラスアップ事業協力金によって、共生の町住田らしい経営継続の支援をしようとするものであります。

次に、滝観洞再開発に関する御質問であります。が、（１）、（２）は関連がございますので、一括してお答えをいたします。

林崎議員から6月議会にも滝観洞再開発についての一般質問をいただき、その際には、整備検討業務を一般社団法人邑サポートに委託し、施設の規模や場所、機能などについて、今年10月頃までに整備計画素案を策定するスケジュールとしていること、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で予定より若干作業が遅れていること、これまでのデータ整理、情報の整理、関係者へのヒアリング調査を行い、今後はこれらの内容と課題を整理し、観光分野、施設整備の専門家を交えたアドバイザー会議を開催し整備計画策定を進めていくとお答えしたところであります。

その後であります。が、庁内関係者のワーキングを2回、アドバイザー会議を1回、ウェブ会議にて開催しておりますが、通常時の対面で話す会議と比較してコミュニケーションが

難しく、また、現地の様子を映像で共有しながら進めてはおりますが、体感することが実現できないことから、時間を要しております。10月頃までの整備計画素案策定の予定でありましたが、遅れる見込みであります。人口減少、ニーズの多様化、コロナ禍における新しい生活様式など、環境の変化に対応した滝観洞再開発の在り方を見据えた方針策定に鋭意努力をしているところであります。

最後に、県道釜石住田線につきましては、滝観洞へのアクセス道路であり、地区民を初め、多くの方が日常的に使用する重要な役割を果たしている道路であります。しかしながら、現状は道路は狭隘で、落石の危険、大雨の際には河川の増水による頻繁な冠水、路肩崩壊等が発生しておりますので、河川改修と併せた抜本的な改良を提言しているところであります。昨年も副知事に直接現場を見ていただき、私からじかに説明も申し上げて、要望もしております。

先般、岩手県への要望を行った際には、これらのことを説明申し上げましたが、直ちに事業化は厳しく、復興後の交通の変化、公共事業の予算動向を踏まえ、総合的に判断するとの回答でございました。今年度については、調査の予算がつき、現況調査を行って、どのような整備が可能であるか方針を検討するという説明もありました。住民の方々が安心できるように、安全な道づくりをお願いするとともに、地域振興の基盤づくりとして、今後も事業推進を強く働きかけていきたいと思っております。議員各位におかれましても、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

○議長（瀧本正徳君） 再質問を許します。

林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 今日傍聴者も来ておりますが、昨日の6時からの一般質問の放送がありまして、なかなか聞きづらいと、聞き取れないというようなことで、答弁者のほうもなるだけマイクに近づけて答弁していただきたいと、そう思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質問します。副町長に聞きます。誰に聞くかは分かりません。副町長にお答えを願います。今まで副町長と私はいろんなことでお話ししてまいりましたが、副町長は三木・ランバーは事業継続してほしいと。その気持ちは常に分かってるんですが、なぜこのような、2事業体が破産までなる要因というのは何だったのか、それを簡単に分析してお答え願えればなど、そう思います。

○議長（瀧本正徳君） 副町長、横澤 孝君。

○副町長（横澤 孝君） なかなか分析までは私ではちょっと難しいところではありますが、なぜ破産したかということについて私の考えではありますが、2事業体は私に関与するようになってから、当然そのときからもう既に事業体としては経営が苦しかったわけですが、その中で、理事者、理事長の中できちんと経営する人がなかなかいなかったのかなというのの一つ。

それから、経営が厳しい中で、決算書上は黒字ということも数年ありましたが、キャッシュフローを見るとなかなか厳しいなど。特に毎月毎月の現金の資金繰りが厳しくて、なかなか経営者の中で資金繰りをする人がいなかったのかなと。

それから、林崎議員御存じのとおり、2事業体が設立されてから経過年数がありますので、機械施設等の更新についてもそれぞれ資金繰りをしなければいけないわけですが、それもなかなか進まなかった。その中で、経営しながら、資金繰りしながら、町の債権も、それから金融機関の債権も債務として返していくのができないということで、今回の破産ということになったものと思います。

○議長（瀧本正徳君） ここで、8番、林崎幸正君の再質問を保留し、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に保留いたしました、8番、林崎幸正君の再質問を許します。

林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 破産の要因はと副町長にお伺いしました。それにはいろいろ4点ほど上げてもらいましたが、私はこれまで三木・ランバーに対して質問してきたのは16回目かな、と思います。その中で、こういうふうにすれば助かるんじゃないかとか、こういうふうにすれば継続するんじゃないかと一本に攻めた質問ちゅうのはなかったような気がしております。

それで、一番問題なのは、副町長も分かっているとおり、誰も分かっているとおり、破産

の原因は何かというのは、金がないからなんだ。キャッシュフローだね。何回も言ってきて、継続させるのにはどうかと。私は代替案として、債権放棄しながら資金をもう一回だけ融資したほうがいいんじゃないかと。それはなぜかって、2億円ぐらいは融資したっていいんじゃないかというふうな、それなりの討論をやったつもりであります。が、したが、結局破産をせざるを得なくなったという第一の要因は何であったか。キャッシュフローがないからだ。金融機関もフォローしてくれない。ということは、もうどうにもならないから、解散するかさ、いろんなことが出たんですが、破産だというふうな流れになったと、私はそう思います。

当初、ここにも資料がありますが、要するに組合そのものというのは、三木は最初は18企業ですか、ランバーが8あったんですが、要するにこの理事さんたち、ましてや連帯保証人になってる人たちが、私は本気度がなかったと。本気度が無いということは、継続していく気がなかったんだと。なぜそういうふうに判断するかといえば、このぐらいうすばらしい会社、森林組合がありながら、再融資をお願いできないと。私はないと思いますよ。この組織上の中身を見て。ということは、それなりの債権継続するというようなことの諦めたというのが要因じゃないかと、私はそう判断しますが、副町長、どのように思いますか。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 債権放棄のお話とか、それからキャッシュフローの関係、さらにお金の追加融資という話については、何回か御答弁してありますが、議会の総意としても行わないということで私は理解してましたので、そのように努めてきたところでございます。それから、理事の経営者等の本気度とか連帯保証人の皆様の経営に対する考え方ということにつきましては、私も林崎議員と同じように考えております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） あともう一つの要因は、再建そのものを本気に考えない。要するに、プレカットの専務に経営そのものの助言をいただきながら再建を考えていった何年間、5年間かな、その期間にも本当に本気度がなかったと。私はそう感じております。その5年間で理事さんたちが本気度を出して、要するに金融機関なりにもう一回、再度、これこれこういうわけだが、こういうふうにしますんで御融資できませんかというふうな掛け合いが足らなかったんじゃないかなと。もう少しの押しがあれば何とか継続ができたんじゃないのかなというふうな思いもありますが、副町長、いかが感じてますか。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） この件につきましては、調停の際にも議会の皆様と協議いただきまして、事業の継続と債権の回収ということで調停が起こしましたが、その結果については不調停ということで、それは林崎議員も内容を御承知のことと思います。その後、議会と共にこの問題の対策に当たるということで、対策チームをつくってと言いましたが、その中には議員の方が4名、それから議長についてもオブザーバーということで参加をいただきながら、いろいろ対策を詰めてきたところでございます。

その対策としては、それは議会のほうにも報告・協議しながら方向性を決めてきたわけですが、その中では、昨日、5番議員の質問にお答えしましたが、まずは債権放棄はないよと。それから、事業の継続はするんだよと。それから、従業員の皆さんの雇用を継続するんだよと。それから、債権を回収するぞというような、かなりタイトな枠組み、狭い範囲での対策を行ってきたわけですが、その中で、事業の継続と雇用の安定ということで、プレカットさんのほうに事業の継続と雇用の継続を図っていただいたことについては大変ありがたいとは思っております。その辺については深く感謝を個人的にもしたいと思っております。

ただ、残念ながら、林崎議員の言うとおりの、現理事長の経営に関与している間は、それなりの経営は行っていただきましたが、その間に理事長なり理事なりの経営陣がきちんと経営について深く関与していなかったなど。というのは、対策チームの中でも、調停が不調になった後、じゃあもう一度理事者の方たちに、公認会計士も経営分析もしながら、じゃあ今後どういう再建計画をするんですか、それから、どのように町の債権について債務の返済を行うんですかということは何度か文書で差し上げて、御回答を待ったが、御存じのとおり、なかなか具体的な回答がなく、ただ債権放棄をしてくださいという回答でありました。その件については非常に残念だと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 再度また副町長にお聞きしますが、何か対策チームに対して、議員も入ってるからと。本当はこの対策チームは議員が入るべきじゃないんですよ。議会というのは行政を正していかなきゃいけない立場だ。私はそう思ってますから。けども、これは多数決の原理だね、要するに。議会内の多数決の原理で、これはしゃあない。けども、それはそれとしながらも、いかにして対策していくか、いかにして解決していくかということに対しては、やはり行政そのものが責任を持った答弁、責任を感じるような答弁をしていただきたい。私はそう思ってますよ。

あくまでも対策チーム、議員さんたちもそれなりに対策チームの御意見を聞きながら、全

員協議会でお話しして、またさらにずっと決算議会も通ってるんだと。議会の承認が得てるからこうなんだと。そうじゃない。これだって多数決の原理だ。けども、最後の最後に破産しちゃったと。継続。分かることでしょう、こうやって見て。公認会計士さんの分析もある。何が原因だと。分析もあるじゃん。中身はここに出せないけども、それなりに分析したのも、我々議員も見てますよ。そのとおりだと思いますよ、確かに。けども、キャッシュフローが足りないから、それなりの営業そのものもできない。機械が老朽化してる。返品が出る。それで経営の再建なんてできるわけないね。それが今回の6月にもう判断になって、もう駄目だと、もたないというふうな流れを踏んで、今日のような時期になってるんじゃないかと、私はそう感じておりますよ。その中に、お世話になったことも、プレカットの専務にお世話になったにもかかわらず、感謝の気持ちもない。理事たちがいる。とんでもない話だ。人に言えないようなことも出てきてる。そんなことをまかり通しては、私はいかなものかと思っておりますよ。憤慨しておりますよ。

それでね、副町長、これから破産は破産で弁護士のほうが動いてるんだから、我々議員、私も余計なことは言いませんが、ただ、度々、3か月に一遍、それなりのことは、一関裁判所でいろんな裁判そのものを傍聴できると思うんですよ。その傍聴に行政側から誰をやる気持ちでいますか。誰が行って傍聴しますか。そこのところだけお願いします。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 裁判ということではなく、債権者集会ですので、傍聴ではなく、債権者として町から参加ということだと思います。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 債権者集会にはそれなりの債権者の人たちが行くと思うんですが、一般の人も傍聴できるようになってますね。傍聴席に。

○議長（瀧本正徳君） 債権者集会にということなんですね。

副町長。

○副町長（横澤 孝君） 債権者集会の在り方だと思いますが、傍聴とかそういうのについてはまだ分からない状態です。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） じゃや、債権者集会に行政のほうから誰が行きます。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 担当課長2名ということで考えております。

- 議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。
- 8番（林崎幸正君） 副町長は行かないんですか。
- 議長（瀧本正徳君） 副町長。
- 副町長（横澤 孝君） 今のところは担当課長2名ということで考えております。
- 議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。
- 8番（林崎幸正君） それなりの回数踏んでいけば、町長も行って、顔出す気はないですか。
- 議長（瀧本正徳君） 町長。
- 町長（神田謙一君） もちろん必要に応じてという部分はありますけども、債権者集会ですので、そういう部分の在り方については、いずれ債権者の意見を取り入れる云々かんぬんという形ではないというふうにも思っておりますので、そういう部分、弁護士と相談しながら対応を進めていきたいと。
- 議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。
- 8番（林崎幸正君） 課長、私から言わせれば、担当課長が2名行くというけども、いや、それなりのポジションの、ある程度ある人も行って、それなりに付随しながら聞くということも考えて、私は行動すべきだと思いますよ。いかがですか。
- 議長（瀧本正徳君） 副町長。
- 副町長（横澤 孝君） お考えとして伺っておきます。
- 議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。
- 8番（林崎幸正君） それでは、債権者会議とかそういうことの話はこれぐらいにして、（2）の設備が老朽化してるという方向に回りますが、老朽化してるという認識を林政課長は持ってますか。
- 議長（瀧本正徳君） 林政課長、千葉純也君。
- 林政課長（千葉純也君） そういう認識は持っております。機械設備については耐用年数8年ということですので、ほとんどが切れているというふうに思ってます。
- 議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。
- 8番（林崎幸正君） 林政課長、現場さ行って、今後の現場そのものというのは行ってますか。
- 議長（瀧本正徳君） 林政課長。
- 林政課長（千葉純也君） 何回か行ってはおります。
- 議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） それでは聞きますがね、何回か行ってますって、大体何々と何々と何々が老朽化してるという認識はございますか。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 先ほども申し上げましたけども、ほとんどが耐用年数過ぎておりますので、ほとんどが老朽化しているというふうに捉えているところであります。一つとすれば、木材乾燥機とか、それから三木のモルダーとか、そういった部分が交換の必要があるのではないかなというふうに聞いているところであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） それでは、副町長に聞きますが、私、先般ある理事長と県のほうの農林のほうに顔出しまして、三木・ランバーのことは三木・ランバーだった。今後、プレカットのほう是三木・ランバーの事業継続をしていくんで、今後、設備投資の要請があった場合、御協力のほどお願いしますとってちょっと顔出してきたんですよ。県のほうに。それで、私が思うには、住田町の行政、担当課が県のほうに足を運んだ経緯はあるんですか。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 今の御質問の要望等については、町でプレカットさんのほうと協議しながら要望を頂きましたので、それを県と調整しながら提出をしたところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 県と電話での調整でございますか。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 振興センターの担当者と協議をしながら進めております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 振興センターというのは大船渡の振興センターですか。あのですね、私が聞いているのは、三木・ランバーの報告がこういうふうになりましたということは、大船渡のほうの振興局のほうにお電話なさってるんですか。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） 三木・ランバーの件についても、当然、県のほうに報告は、振興局もそうですけども、本庁のほうにも出向いて話をしております。また、その後の在り方についても、本庁のほうでも私、直接行って考え方等話をさせていただいております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 私ね、お願いするときはお願いして、結果がこういうふうになったときというのは、やはり電話はあまり出ないから足運ぶべきだと思う。足運んで直接会話して、今後こういうふうな流れになるから、これに懲りずに応援してほしいというふうな流れを私はつくってやるべきだと思いますが、副町長、いかがですか。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） そのとおりだと思います。今後いろいろな面でそういうことが必要になるかと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） それでは、林政課長、ちょっと聞きますが、老朽化になってる三木・ランバーの設備を早くチェンジしなきゃいけないんだと。今後の事業をするに当たり。それで、何がどうのこうのって言っても、大船渡の振興局から盛岡まで行って、国のほうの林野のほうに私は予算請求をしていかないと、来年度の老朽化した機械設備の更新に対してちょっと遅れるんじゃないかと思いますが、その旨の流れは筋を通したような流れになってますか。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 国の補助事業に採択していただくため、事業体から町を通して県に関係書類を提出し、国への要望を今進めているところであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 林政課長ね、三木・ランバーである程度県の出した書類というの持ってます。持っていないの。持っていないということはおかしいでしょう、あんた。申請書類を出さないでお願いしたって、そんなことないでしょう。書き物がないの。ここがないの。じゃあちょっとそれ持ってきてよ。次の質問さ行かないよ。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） それでは、持参したいというふうに思います。

○議長（瀧本正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時24分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） それでは、資料を持ってきたらば、県に要望した、老朽化した機械に対しての更新のための書類、その中身をちょっと教えてもらえれば。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 中身というのは、その設備。三陸木材、いわゆる集成材部門につきましては、木材乾燥機6機、それから回転式コンポーター2台、モルダー1式、木材保存処理装置、それから集じん装置と。それから、製材部門につきましては、木材乾燥機4機、ツインバンド製材ラインが1式、リングバーカーライン1式というふうな中身になっております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 大体そのようになってますね。予算的にはトータルでいかがですか。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 流動的な部分もまだあるとは思いますが、12億円ほどになっております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） これは概算の要求だと思うんだよね。けども、トータルで何年間かかって12億円の事業に対して、国もしくは県がどのぐらい絡んでるのか、県に力がなくて金持ってこれないのか、それはちょっと分からんけども、お願いの歩く進捗というのは、やはり12億円もあるんだから、ある程度早めに、何せそれなりのところに行ってお願いをかけるのが筋じゃないかと、私はそう思いますが、副町長、いかがですか。県ばかりでなく、次は林野庁まで行かなきゃいけないんだけど、その動きというのはどのような考えでおりますか。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 現在のコロナ禍の中で動きが制約されることもあるかと思いますが、補助金の導入については動かなければいけないと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） やはり予算つけるほうだったって、あなた方の立場だったってさ、お願いされればある程度の気持ちは変わると思うんだよね。何せコロナ禍ながらも来たんだと

いうふうな行動を取ってほしいんですが、副町長、いかがですか。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 御意見として伺っておきます。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） この老朽化した機械設備が滞りなく、年数をかけないで更新できるためには、皆様方の行動あってしかりだと思いますんで、大変だと思いますが、よろしく行動のほどお願いしておきたいと思います。

これが今まで住田町で動いてきた、要するに三木・ランバーも維持できなかつたし、あとは、従業員もスムーズにプレカットさんで、三木・ランバーの従業員もプレカットさんで引き受けて、そうやって事業を継続してもらったことに感謝の念があってもいいと思いますよ。感謝の念が。そういうふうな感謝の念を踏まえながらやってほしい。それを、副町長、約束してくれよ。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 先ほどの答弁のとおり、大きな目標であった事業の継続と、それから大方の従業員の雇用の継続ということが一つなったということに対しては、先ほども言ったとおり、深く感謝しております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 私ね、ここまで来るのに10年かかっているね。何せ破産して裁判まで行くのに。私、裁判がかかっているんだからさ、弁護士のほうまで行っているんだから、裁判でしょう。いや、いい。裁判になってくると思うんだよ。けども、10年かかるわね。けども、いい方向に行ってほしいなと、そう思いますんで、この点についてはもう終わります。

そして、大きい2点目に入ります。コロナのこと。コロナの問題は、皆さん大勢の質問をしていただきましたが、私は、国からの2億7,000万円来てるんでしょう。2億7,000万円。これ国から頂いたお金だと思うんだ。2億7,000万円っていうのは。私が言いたいのは、住田町独自の財政基金だってあるんですし、いろんな基金があるが、住田町独自のお金で支援してほしい。支援、支援だよ。融資。そういう住田町のお金を使ってほしい。国のお金を使うなら誰もできるよな。果たしてそれも使い切れないで終わるのか。そのお金、国から来たお金も使い切って、またさらに住田町のお金を、気持ちをそこで出してほしいんだと、そういうふうな思いなんですけど、これ誰さ聞けばいい。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） 大変この経験のない新型というコロナウイルス感染症ということで、住民の皆様含め、いろんな部分、個々、多かれ少なかれ、不安も含め、環境の悪化等を含め、影響があるものと捉えております。しかし、その中においてでも、先を見据えた形の中での財政運営も必要だろうというふうに考えております。そういう部分で今できること、これは予算等々でも話してますけども、今、公債費が高止まりというような部分、人口減少社会という中で、将来の子供たちが少なくなるという事実を踏まえたときに、やはり負の遺産を残すべきではないという考えの下、その時々のあるべき形の中での財政運営を進めていきたいと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 町長ね、立派な答弁だと思いますよ。だけどね、金はあるうちに使わなきゃ駄目だ。前町長は使うぐらい使って責任取ってないんだ。そのような生き方もあるんだよ。だから、財政調整基金あるんだからさ、町長。それ使ってくださいよ。それをお願いしておきます。くどくどと言ったって、それはしょうがない。たったそれだけ。町の貯金を使ってくれというんだ。国から来る金を使ってくれというんでねえんだ。町のお金、財政調整基金ちょっとあるんでしょって。それは少しぐらい町民に使ったって不調法でないよ。私はそう思いますんで、要望だけしておきます。これ以上言ったってしょうがありませんよ。

それでは、今議会の最後に質問しておりますので、最後でございますので、3番目さ行きます。滝観洞の整備計画の内容は邑サポートのほうでそれなりに研究しながら、10月頃、もしくは遅れるかもしれないというふうな答弁でございますが、私がちょっとお願いしておきたいのは、照明器具なんですよ。LED。そこのところ、私、邑サポートと分かりませんが、照明の器具を少し研究してほしいと。それだけ行ってほしい。今のLEDの照明の5分の1ぐらいの燃費で済むようなものが開発になってますので、そこのところを考慮しながら御指導願えればなど、そう思ってますので、この点をよろしく願います。

あとは、(3)の最後でございますが、アクセス道路、ようやくちょこっと動きがあるようで、本当に県対要望も住田釜石線を要望していただきまして、本当にありがとうございます。県のほうは結構、元五葉小学校の跡地に来て、それなりのGPSを張りながら測量しているようですが、もう少しの押しだと思えますんで、何とか、私たちも動いてますので、何とか早めに工事がなされることをお願いするわけでございますが、もう少し県の動きのほうを報告があれば、どっち、副町長でもいいですので、答えてくれればいいかと思えます。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） この県道釜石住田線の改良については、これについても私と林崎議員の考えは本当に一致しているところで、私がこの立場にあってからずっとこの道路についての要望活動の際にはこの道路1点に絞って要望しております。また、議員さんたちの要望活動や林崎議員の強力なプッシュもあって、県のほうでは調査費をつけてから、また今年度も調査費の増額があったことで確認しております。

ただ、まだ調査費の段階ですので、私としては早く地面にセキを下ろしていただきたいという話はしていますが、これについても県要望でなく、各党派の要望ヒアリングもございしますので、その際には各党派の議員さん方も出席するかと思いますので、強力なプッシュを各党派の議員の皆さんもしていただいて、進めていただければなと思います。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 今のお話を聞いて、俺が死ぬ前にいくらか取っかかれるのかなというふうな感じを受けましたので、それがまたもっと早く動ける、工事が始まればなというように願いを込めて、私の質問を終わります。本当にありがとうございました。

○議長（瀧本正徳君） これで、8番、林崎幸正君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎日程第2 報告第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、報告第1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 報告第1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

第1点目の健全化判断比率は4項目からなっております。いずれかの比率が基準以上となった場合は、財政健全化計画や財政再生計画を策定しなければならないこととなっておりますが、本町における令和元年度の各比率は全て基準を下回っております。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計に赤字がどの程度あるかを示す数値で、本町では黒字であったため比率は生じておりません。

2つ目の連結実質赤字比率は、特別会計を含む全ての会計で赤字がどの程度あるかを示す数値で、同じく黒字であったため比率は生じておりません。

このことから、2つの指標とも早期健全化基準を下回っているものであります。

3つ目の実質公債費比率は、借金の返済が町の財政をどの程度圧迫しているのかを示す数値で、8.6%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

4つ目の将来負担比率は、町の一般会計に負債がどの程度あるかを示す数値で、将来負担額を充当可能財源が上回っているため比率は生じておらず、早期健全化基準を下回っております。

第2点目の資金不足比率は、公営企業会計の赤字がどの程度あるかを示す数値で、本町の場合、簡易水道事業及び下水道事業が対象になります。いずれの事業も資金不足にはならず、比率は生じていませんので、経営健全化基準を下回っております。

なお、監査委員からは、別添のとおり、特に指摘すべき事項はない旨の住田町財政健全化・経営健全化審査意見書が提出されておりますことを申し添えます。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第3 認定第1号～日程第8 認定第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第2号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第3号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第4号 令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第5号 令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳

出決算の認定について、日程第8、認定第6号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 認定第1号から第6号まで、令和元年度の各会計の歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

予算現額は47億2,110万円であります。収入済額は46億7,874万6,523円、支出済額は45億9,006万1,938円、収入支出差引額は8,868万4,585円あります。予算に対する収入割合は99.10%、執行率は97.22%であります。

まず、歳入について収入済額により御説明いたします。

1款町税は5億1,583万604円であり、内訳は、町民税1億9,390万4,692円、固定資産税2億6,419万5,332円、軽自動車税1,703万4,100円、町たばこ税3,822万7,080円、鉱産税246万9,400円あります。

なお、収入未済額1,849万3,851円は、町民税94万9,020円、固定資産税1,701万5,831円、軽自動車税52万9,000円によるものであります。

2款地方譲与税は、5,687万6,004円あります。

3款利子割交付金は、27万円あります。

4款配当割交付金は、89万9,000円あります。

5款株式等譲渡所得割交付金は、39万2,000円あります。

6款地方消費税交付金は、9,223万円あります。

7款自動車取得税交付金は、392万4,778円あります。

8款環境性能割交付金は、96万3,000円あります。

9款地方特例交付金は、1,111万8,000円あります。

10款地方交付税は、25億2,101万円あります。

11款交通安全対策特別交付金は、79万5,000円あります。

12款分担金及び負担金は、1,446万8,206円あります。

なお、収入未済額22万5,720円は、地域情報通信基盤施設加入負担金12万6,000円、保育所運営費一部負担金9万9,720円によるものであります。

13款使用料及び手数料は、8,805万5,923円であります。

なお、収入未済額314万5,347円は、公共用財産占用料200円、地域情報通信基盤施設使用料30万5,100円、応急仮設住宅集合合併処理浄化槽使用料8,640円、町営住宅使用料及び集合合併処理浄化施設使用料268万4,157円、督促手数料14万7,250円によるものであります。

14款国庫支出金は、2億7,619万7,177円であります。

なお、収入未済額1,317万円は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の繰越しによるものであります。

15款県支出金は、2億3,152万9,144円であります。

16款財産収入は、6,267万8,026円であります。

なお、収入未済額2億2,635万2,264円は、土地貸付料47万4,086円、建物貸付料3万3,249円、町有林立木売払代金2億2,584万4,929円によるものであります。

17款寄附金は、2,648万4,720円であります。

18款繰入金は、1億9,206万5,119円であります。

19款繰越金は、1億4,173万2,878円であります。

20款諸収入は、9,940万4,944円であります。

なお、収入未済額1,340万7,266円は、奨学資金貸付金収入15万円、農林業振興資金貸付金元利収入1,305万2,066円、学校給食費徴収金2万5,200円、オフセット・クレジット料18万円によるものであります。

21款町債は、3億4,182万2,000円であります。

なお、収入未済額4,240万円は、町道改良等1,710万円、学校ICT環境整備1,290万円、公共用財産災害復旧1,240万円の繰越しによるものであります。

続きまして、歳出について支出済額により御説明いたします。

1款議会費7,321万8,796円は、議会運営経費であります。

2款総務費8億6,243万5,362円は、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費であります。

3款民生費10億1,672万1,411円は、社会福祉費、老人福祉費、交通対策費、児童福祉費、母子福祉費、保育所費、災害救助費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療各特別会計への繰出金等の費用であります。

4款衛生費3億5,743万2,654円は、各種診療、予防接種、ごみ処理、し尿処理に係る負担金、簡易水道事業特別会計繰出金等の費用であります。

5款労働費62万9,000円は、職業訓練事業運営費補助金等の費用であります。

6款農林業費2億8,674万7,877円は、農業委員会運営費、農業振興費、畜産振興費、林業振興費、町有林造成費等の費用であります。

7款商工費6,290万2,302円は、商工振興費、観光費等であります。

8款土木費3億7,698万1,836円は、道路橋梁費、河川費、住宅費、下水道事業特別会計繰出金であります。

9款消防費2億8,302万7,728円は、非常備消防費、消防施設費、常備消防に係る分担金、水防費、防災対策費であります。

10款教育費4億9,803万7,657円は、教育委員会運営経費、小中学校費、教育振興費、社会教育費、体育施設、学校給食センターの運営費用であります。

11款災害復旧費2,971万6,923円は、公共土木災害復旧費及び農林業災害復旧費であります。

12款公債費7億804万8,057円は、過疎対策事業債等の元利償還金であります。

13款諸支出金2,786万2,333円は、まちづくり応援基金の積立金等であります。

以上が、令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第2号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

予算現額は7億3,072万2,000円であります。収入済額は7億4,570万1,571円、支出済額は6億9,675万9,402円、収入支出差引額は4,894万2,169円であります。予算に対する収入割合は102.05%、執行率は95.35%であります。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税1億1,288万3,348円、構成比15.14%、3款県支出金5億1,645万8,608円、構成比69.26%であります。

なお、一般被保険者国民健康保険税1,130万1,639円、督促手数料5万7,100円、一般被保険者返納金1万5,701円が収入未済となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付金4億7,421万6,149円、構成比69.06%、3款国民健康保険事業費納付金1億7,740万4,071円、構成比25.46%であります。

以上が、令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第3号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

予算現額は3億7,495万9,000円であります。収入済額は3億7,970万7,557円、支出済額は1億8,007万4,583円、収入支出差引額は1億9,963万2,974円であります。予算に対する収入割合は101.27%、執行率は48.03%であります。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料7,785万8,696円、構成比20.50%、4款繰入金2億6,185万7,956円、構成比68.96%であります。

なお、水道使用料403万8,677円、督促手数料11万200円が収入未済となっております。

歳出は、1款簡易水道費6,780万5,695円、構成比37.65%、2款公債費1億1,226万8,888円、構成比62.35%であります。

以上が、令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第4号 令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について説明いたします。

予算現額は9,999万円あります。収入済額は1億49万9,804円、支出済額は7,895万2,368円、収入支出差引額は2,154万7,436円あります。予算に対する収入割合は100.51%、執行率は78.96%あります。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料3,411万2,203円、構成比33.94%、4款繰入金5,735万8,220円、構成比57.07%あります。

なお、下水道受益者分担金69万9,530円、下水道使用料136万8,972円、指定申請手数料2万円、督促手数料2万9,700円が収入未済となっております。

歳出は、1款下水道費3,523万2,367円、構成比44.62%、2款公債費4,372万1円、構成比55.38%あります。

以上が、令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第5号 令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について説明いたします。

まず、保険事業勘定について御説明いたします。

予算現額は9億9,584万7,000円あります。収入済額は9億8,380万9,

028円、支出済額は9億5,931万8,557円、収入支出差引額は2,449万471円であります。予算に対する収入割合は98.79%、執行率は96.33%であります。

歳入の主なものは、3款国庫支出金2億6,576万3,227円、構成比27.00%です。4款支払基金交付金2億4,436万5,215円、構成比24.84%であります。

なお、第1号被保険者普通徴収保険料120万4,380円、督促手数料1万8,400円が収入未済となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費8億9,361万5,421円、構成比93.15%であります。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

予算現額は325万1,000円であります。収入済額は355万8,455円、支出済額は129万900円、収入支出差引額は226万7,555円であります。予算に対する収入割合は109.46%、執行率は39.71%であります。

歳入の主なものは、1款サービス収入182万9,060円、構成比51.40%、2款繰越金171万6,745円、構成比48.24%であります。

歳出は、1款サービス事業費129万900円、構成比100%であります。

以上が、令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第6号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

歳入現額は7,324万4,000円あります。収入済額は7,210万4,324円、支出済額は7,154万7,066円、収入支出差引額は55万7,258円あります。予算に対する収入割合は98.40%、執行率は97.64%であります。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料4,492万9,300円、構成比62.31%、3款繰入金2,690万1,166円、構成比37.31%であります。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金6,860万7,014円、構成比95.89%であります。

以上が、令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

これで、認定第1号から第6号まで、令和元年度住田町各会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） 次に、令和元年度住田町一般会計、各特別会計歳入歳出決算の審査結果について、監査委員の報告を求めます。

監査委員、紺野 仁君。

〔監査委員 紺野 仁君登壇〕

○監査委員（紺野 仁君） 決算審査の結果について御報告いたします。

審査の対象は、令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算並びに令和元年度国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計及び財産に関する調書、基金運用状況に関する調書であります。

審査実施月日は、令和2年7月15日から7月22日であります。

審査に当たっては、町長より付された決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書について審査を行いました。

審査の着眼点としては、予算の執行が適正かつ効率的に行われたか、各種事業の施策の効果が目的どおりに達せられたか、財政運営について健全化が図られているかであります。

審査の結果であります。予算の執行状況については、令和元年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果及び予算執行の実績等について担当課から説明を聴取し、審査した結果、決算内容は計数的に正確であり、その内容も正当であることを確認しました。

以下、大きく3点について報告します。

まず、施策の効果であります。森林林業日本一のまちづくりにふさわしい役場庁舎や大船渡消防署住田分署を核として、木材の積極的な利用や重要性などを全国に継続的に発信し続けることや、医療資源不足を補完する訪問看護ステーションの開設、地方交付金による地域づくりの推進、空き家の有効活用による移住・定住の促進、地域創造学や住田高校自学自習支援事業等特色ある教育の推進と住田高校の魅力づくり、耐震性貯水槽、消防団車両及び住田分署救急車の導入整備等による消防、防災、緊急体制の充実強化、ふるさと納税制度による情報発信と自主財源の確保など、所期の事務事業が計画的に達成されたことは評価するものであります。

次に、財政の健全性についてであります。

財政の健全性については、同時に審査を行った財政健全化・経営健全化審査意見書のとおり、健全化が図られております。令和2年以降においては、上有住地区公民館の新築事業、昭和橋架け替え事業、町営住宅建設事業などが計画されております。また、公共施設や水道、下水道、地域情報通信基盤施設などの各インフラ施設は、建設後の経過年数から、維持管理費に加え、今後、改修や新たな整備等、多額の費用が必要となります。さらには、特別養護老人ホームすみた荘に係る起債償還が平成30年度から、大船渡消防署住田分署建設に係る

起債償還が令和3年度から本格的に開始となるなど、財政を圧迫することが懸念されることから、適切な財政計画とその計画に沿った財政運営が求められます。

次に、農林業振興資金貸付金の元金償還金及び町有林の立木売払代金についてであります。

三陸木材高次加工協同組合及び協同組合さんりくランバーに対して融資した農林業振興貸付金総額7億9,000万の平成26年度から令和元年度までの6か年の元金償還1億8,601万6,912円のうち、2,172万8,265円のみ納入となっています。また、町有林立木売払代金については、総額2億2,584万4,929円が、昨年と同様、未収となっています。

2事業体については、事業継続を断念し、7月31日付で盛岡地方裁判所一関支部に破産を申請し、受理され、8月14日付で破産手続の開始が決定されました。町の債権については、今後、法的破産手続等の中で処理されることとなりますが、森林林業の町の根幹をなす事業の継続と雇用の確保とともに、この2事業体の破産の影響が本町の行財政運営において最小限に終わられるよう努められたい。

なお、本件に関しては、町民に対しこれまでの経緯や今後の対応等について十分な説明を行っていただきたいものであります。

最後になりますが、本町では健全な財政運営を維持しながら、住民生活の基本である衣・食・住の充実を掲げ、医療環境の充実、農林業の振興、移住・定住の促進、新たな町営住宅整備、子育て・教育環境の充実を初め、地域の特性を生かした各種施策を展開しながら、共生のまちづくりの取組が進められており、今後ともこれまで以上に優先度に応じた適切な財源配分を行うとともに、創意工夫を凝らし、積極的かつ効果的な施策の展開並びに効率的な予算の執行を図ることを期待し、令和元年度の決算審査報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これで、監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第6号までの各会計決算の認定については、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。あわせて、地方自治法第98条の規定による権限を委任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの各会計決算の認定について、議長を除く全

員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するとともに、地方自治法第98条の規定による権限を委任することに決定しました。

なお、この決算審査特別委員会は、正副委員長の互選のため、本日、本会議散会后、引き続き当議場において招集することといたします。改めて通知は差し上げませんので、御了承願います。

◎散会の宣告

○議長（瀧本正徳君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時11分
